

児童福祉法第 56 条の規定による費用の徴収に関する規則
の一部改正についての趣旨

1 改正の趣旨

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日付け厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）」が一部改正されたことを考慮し、別表第 2 備考に規定する助産の実施を行わない規定の一部を改正するもの。

2 施行日

令和 5 年 4 月 1 日